

# 徳山毛利家文庫「桜田日記」覚書

## はじめに

本稿は、当館所蔵徳山毛利家文庫に含まれる「桜田日記」について紹介するものである。

言うまでもなく「桜田日記」はそのタイトルから、桜田に関する記録である。「桜田」とは、江戸の桜田のことであり、当該地に屋敷を持っていた萩藩のことを指す。当館において、現在、「桜田日記」は二五四点を閲覧利用に供している。この「桜田日記」については、旧稿<sup>1</sup>において江戸にあった記録所の日記との関係で触れたこ

徳山毛利家文庫「桜田日記」覚書（吉田）

とがある。そこでは、

- ① 萩藩江戸屋敷との関わりを記した記録である。
- ② 「桜田日記」は、「江戸記録所」において作成・管理されていた。

- ③ 江戸における萩藩と徳山藩の関係を見ていく際には、「記録所日記」だけではなく、「桜田日記」にも目を配る必要がある。

- ④ 記事の中に「改」印を捺したものがあり、その印を捺した記事が「写」に採録されている。などについて指摘した。

この時には十分に指摘できていなかったこの日記に

吉田真夫

ついて、本稿では今少し分析を試みることにする。

## 一 採録内容

まずは「桜田日記」に採録された記事を把握するため、寛政五年（一七九三）を例に追ってみることにしたい。<sup>(2)</sup> それにあたって、萩藩・徳山藩両藩の関係者について触れておく。

萩藩において、時の藩主は九代斉房。元服前で義二郎と名乗り、在府していた（江戸を離れ萩へ初めて足を踏み入れるのはこの三年後の寛政八年）。次に前藩主八代治親夫人。彼女は田安宗武の娘で、明和八年（一七七二）に治親に嫁いでいる。しかし治親は寛政三年に没して、この時は邦媛院と称している。また、治親の娘である多美姫。母は邦媛院で、彼女はこの年、筑後国久留米藩主有馬頼貴の嫡子頼瑞と婚約する（翌六年、婚約中に没）。最後に「池端御奥様」との名で出てくる七代藩主重就の娘がいる。彼女は寛政四年に越中国富山藩主前田利謙に嫁ぎ、右のとおり呼ばれていた。

次に徳山藩であるが、藩主は七代就馴である。この時

期の就馴は体調が芳しくなかったようであり、在府していた世子広鎮（若殿様）の活動も見られる。また、瑞仙院は広島新田藩の浅野長賢の娘で、六代藩主広寛に嫁いだ人物である。明和元年に広寛が没したため、そのように称していた。<sup>(3)</sup>

こうした人々を中心に日記は展開していく。具体的に見ていこう。

定例的に見られたのは、「当日」の祝儀のために使者を派遣している記事である。特別な事情がない限り、毎月朔日、月の半ば、月末の三度、徳山藩から萩藩へ見舞いの使者が派遣されている。使者は進物と口上（口上のみとも思える場合もある）とを携えている。このほかの定期的な使者派遣には、年始、上巳、端午、土用入、七夕、八朔、重陽、寒中、歳暮が見られる。

こうした徳山藩からの使者派遣に対して、萩藩からも使者派遣がある。後者のような年始や歳暮などではほぼ同時に使者を派遣しているが、「当日」祝儀やその他の徳山藩からの使者派遣にあたっては、しばらく経ってから返礼として徳山藩へ使者を派遣している。しかもその返礼の使者は、「当日」祝儀のことのみならず、他の使者派

遣への返札を兼ねているケースが多く、徳山藩から派遣された使者・進物への返札をまとめて行っている。

一方徳山藩は、萩藩からのそうした使者派遣に対して、さらに返札の使者を派遣する。このように、一つの事柄に対して数度の使者の遣り取りを数えることになり、頻繁な両藩の交流が窺える。<sup>(4)</sup>

次に、定例ではない事例の記事を見る。

後に述べる事例以外では、萩藩からは、小笠原大吉の娘死去にあたって悔みの使者、徳山藩領富海での火災に對する見舞い、萩での法事に際し「代香」使者派遣への返札などが見られる。小笠原大吉は旗本で正奔と名乗り、妻には就馴の娘を迎えていた。<sup>(5)</sup> また、富海の火災は、九月二十三日に発生、「表屋」が八軒、「裏屋」が一六軒、「長屋」五軒が焼失したとの報告が上がつている。<sup>(6)</sup> 一方、徳山藩からは、松平定信が老中の職を辞した一方で少将に補任し殿席も留間詰めを許されたことを祝した使者派遣、「池端御奥様」が嫁いだ前田利謙が無事に出席したことへの祝いや、当該家の長屋が火元となる火災発生の責任をとり約十日謹慎したことへの見舞いなどで使者派遣の例が見られる。

加えて、萩藩士による徳山藩江戸屋敷訪問の記事がある。

【表1】は寛政五年に徳山藩江戸屋敷を訪れた萩藩士を抜き出したものである。彼らが徳山藩江戸屋敷を訪問することを「桜田日記」では「出仕」と表現しているが、在府している者は年頭と暑中、年末に当該屋敷を訪れている。また、出府した際の挨拶や江戸出足前の暇乞いにあたっても来訪していることが窺える。

そうした人々の役職を見ると、加判衆や留守居、あるいは奥向きに深い関係を持つ人々が目に付く。業務上、徳山藩江戸屋敷に出入りする機会の多い役職就任者がそうした行動を取ったと見ることができらるだろう。

また、萩藩の加判衆や留守居役から徳山藩に届けられた書状に限り、「桜田日記」にその文面が記録されている。寛政五年の事例では、書状は、萩藩加判衆からは徳山藩家老へ、萩藩留守居役からは徳山藩留守居役へ宛てて出されている。この年の場合、①三代藩主吉就(百回忌)・五代藩主吉元室(三十三回忌)・七代藩主重就室(二十五回忌)・八代治親(三回忌)と、歴代萩藩主およびその夫人の回忌法要の実施通知関連、②多美姫が久留米藩主有

馬頼貴嫡子頼瑞へ嫁ぐにあたり、幕府への縁組願書提出、同願書の幕府受領報告、幕府が縁組を許可するにあたり名代を派遣するよう指示した老中奉書の到来や、幕府から縁組を正式に認可されたことの報知、③多美姫や「池端御前様」が疱瘡に罹患したことに伴い、罹患した際の重篤度の報告や、回復時の酒湯実施（多美姫のみ）の報知、④「尾張宰相」逝去に伴う邦媛院の忌服報知、⑤邦媛院に対し、將軍（歳暮は御台所からも）から暑中と歳暮の見舞いの書面と下賜物拝領の報知、などがあつた。<sup>(8)</sup>このように、萩藩の加判衆や留守居役から徳山藩にもたらされて「桜田日記」に文面が記録される書状はおおむね、④や⑤のような徳川家との関係のものと、①②③に見られる萩藩に関するものがある。

なお、こうした萩藩からの通知や回答を受けて、徳山藩では使者を派遣する。多美姫が疱瘡に罹患した事例を見てみよう。彼女は五月二十日頃から発熱が続いていたところ、二十四日にはその症状から疱瘡罹患の処方が下されたようで（ただし軽症）、その報が徳山藩江戸屋敷に入ると、見舞いの使者が直ちに派遣された。また、その使者以外に、家老の富山要人と留守居役の谷祐八も萩藩

江戸屋敷に病状を伺うため出向いている。病気見舞いの使者は六月六日までは連日派遣されると共に、それとは別に派遣されるこの両名は、翌二十五日は両名で、その後六月五日までは、どちらか一人が出向いている。両名の派遣が六月五日までとなったのは、翌六日、多美姫は「酒湯」を召すことを内祝いで行っており、疱瘡が快復したことから、萩藩に問い合わせ、日々の使者派遣不要との回答を得たことによる。

あるいは、例えば六月五日に執り行われた萩藩八代藩主治親の三回忌法要では、「代香」の使者に加え、「詰」使者も派遣されている（献上物や口上は衣笠勘藏が携え、「詰」には近藤左伝太。この場合の派遣先は法要を行っている寺院である）。これらのように、一日に複数の使者が徳山藩江戸屋敷から派遣される事例も見られ（当然、後日萩藩から返礼の使者が徳山藩江戸屋敷に到来、江戸において両藩間で頻繁な遣り取りがあつたことが窺える。しかも、萩藩であれば、義二郎、邦媛院、多美姫などが、徳山藩では殿様（就馴）、瑞仙院などが、兼務することもあるとは言え、それぞれがそれぞれに使者を派遣している。頻繁に行われる両藩の遣り取りが常にある

ことから、「記録所日記」とは別に、萩藩向けの記録を作成しておく必要があったのではないかと考えられ、「桜田日記」作成の意図をここに見出しでも差し支えはないと思う。

こうした内容を持つ「桜田日記」であるが、次に全体の構成を検討してみたい。

## 2 全体構成

前述のとおり、閲覧利用に供している「桜田日記」は二五四点ある。当該日記を紹介した当館発行の仮目録によれば、「年次をまたいで(9)の写し」をも含んでいるとのことである。筆者が見たところ、それらを大別すれば、

- ① 「改」印が捺されているものとされるもの
- ② ①にあるような印が捺されていないもの（「写」）
- ③ 「書拔」とのタイトルがあるもの
- ④ その他

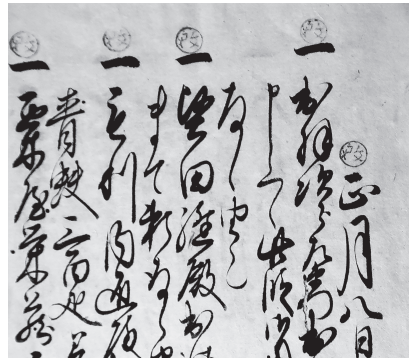
の四つのタイプに分けられそうである。以下ではそれぞれについて見ていく。

### ① 「改」印が捺されているもの

まず①「改」印が捺されているもの（以下、「①タイプ」と言う。）について。「改」印のあるものの初出は宝暦十一年（一七六一）七月から同十二年四月までの一冊(10)である。その原初の表紙は柿渋と思われるものを塗って再利用された和紙で作成され、「宝暦十一巳七月ヨリ同十二年四月迄 桜田日記」と書かれている。これ以降の①タイプのものについては、例えば「安永四未年七月ヨリ十二月マテ(11)」のように、「年」が入ったり、「迄」が「マテ」と表記されたりするなど多少の相違は見られるが、採録期間と日記の表題（桜田日記）といった基本的な情報が記されるスタイルに大差はない。

また、宝暦十二年四月以降については、全てに記されるわけではないが、藩主が在府しているか、江戸を留守にしているか（つまり、徳山に在郷している期間と、江戸と国元との間を移動している期間）についての記述も見られる。①タイプだけでなく、後に取り上げる事例にも言えることだが、例外もあるものの、「桜田日記」は多

くの場合、十二月で終わるものと、例えば三月や四月といった年の途中で終わるものとがある。前の冊子が三月や四月で終われば、当然次の冊子の



【図】「改」印のある「桜田日記」  
（「桜田日記」99より）

のスタートはその翌月からになる。つまり、「記録所日記」のように、記事は一年ごとに記されることが基本で、当然それでは大部になることから、一ヶ月から二ヶ月程度で一冊をなすことになる。その結果、一年分が分冊されることになるが、前年や翌年分と共に一冊を構成することはないのに対して、「桜田日記」は年を跨いで一冊をなすものもある。これは、藩主の参勤交代を区切りとしていることに理由がある。江戸における萩藩との出来事を記録する「桜田日記」の性格上、藩主が在府しているか

否かは重要な要素であり、理に合った構成と言えよう。なお、前述で年の途中の月としたが、より正確を期せば、藩主が江戸へ帰着もしくは江戸を出立する日までの記事が簿冊の最初または最後となる。さらに付言すれば、例えば、都合により十二月で締めた冊子の次は、正月朔日から藩主が江戸へ帰着もしくは江戸を出立する日までを一冊としている。

次に中表紙について。

①タイプには中表紙を欠くものが多いが、中表紙を付すものについては、原初表紙同様、採録期間と「桜田日記」との冊子タイトルが記される。

また、明和期に限った特徴になるが、例えば明和四年四月から十二月の日記には「序二早見一ツ書目録アリ」とあつて、冊子冒頭に一つ書きによる記事目録の存在が窺える。明和四年六月朔日の記事を例示すれば、冊子冒頭の「早見」に「一、朔日、益田隼人方為知来ル、三日、澄姫様御縁組御願書被差遣候也」とあるものは、記事では「一、桜田御留守都合益田隼人方栗屋鞆負方へ為御知申越、左之通当役方差出、入高覧候事」とし、それに続けて益田から遣わされた書面（内容は、澄姫縁組の願

書を老中松平左近将監へ来る三日に差し出す予定であること(の知らせ)が記されている。こうすることで記事内容の把握は容易になるものの、作成には労力を要することから、その後は作られなくなったのかもしれない<sup>(13)</sup>。

最後に小口であるが、「桜田日記」が「桜田」と略記されるような表記の違いはあるものの、書かれている項目としては前述の二つの表紙の表記と大きくは変わらな<sup>(14)</sup>い。このほかには「改」印の押印と、朱書きで数字が書かれて<sup>(15)</sup>いる。この二つのことは、前述のとおり宝暦十一年七月から同十二年四月までの冊子を皮切りに、天明七年九月二十三日から翌八年五月二日までを記した冊子まで続き、その数は「三十九」までを数える。この数字は何を意味するのか。

そのことを知る手がかりとして、徳山毛利家文庫にある二つの目録を紐解いてみる。ひとつは「江戸記録処御旧記物冊数・入組控」<sup>(16)</sup>(以下目録A)、もう一つは「江戸記録処御日記目録 全」<sup>(17)</sup>(以下目録B)がある。いずれもタイトルにあるように、江戸記録所が保存・管理している記録類の目録である。目録Aは原初表紙から安永九年(一七八〇)の作成、目録Bは巻末の記述から文化十三

年(一八一六)夏に筆写されたことがわかる。目録Aについてはその後の追記が見られ、挙がっている記録物の中で最も下限は寛政九年である。「桜田日記」については、天明八年五月から十一月までを記録した一冊が最後にな<sup>(18)</sup>っている。また目録Bは、採録された冊子の年紀から、文化元年(一八〇四)からそう遠くない頃に当該役所で管理されている記録のリストが写されたと考えられる。

さて「桜田日記」の小口にある「改」印と朱書きの数字について見てみると、【表2】にあるように、目録Aに採録された分には、天明八年(一七八八)五月三日から同九年三月二十六日までの日記を例外として、「一」から「三十九」まで番号が与えられたものが含まれているの<sup>(19)</sup>に対して、目録Bに採録されたものは番号の記述のなくなった以降も続き、享和二年(一八〇二)四月から三月までの日記までを書き上げている。こうしてみると、小口に書かれた数字は安永九年の目録作成を機に付されたものと推測できると共に、目録Bの状況をも鑑みれば、「改」印のあるものは、江戸記録所で保存・管理されていたと見てよいだろう。

なお、小口に「改」印があるものは文化十年四月十日

から十月までの日記が、本文に当該印が捺されているものは文化十年十一月から同十一年四月二十日までの日記<sup>(21)</sup>が下限である。

②「改」印のないもの（写とされたもの）

続いて②「改」印のないもの（以下②タイプという。）について見ていく。

ここで見ていく対象は、当館の仮目録で「写」とされたものである。まず原初表紙は①タイプと同様で、記事の期間と「桜田日記」というタイトルが記される。ただし一冊あたりの記事の採録期間は①タイプより長期間に及ぶ傾向が強い。例えば、②タイプに分類できる安永二年四月から同三年五月までの記事を載せた一冊<sup>(23)</sup>は、①タイプの安永二年四月から十二月までの一冊と<sup>(24)</sup>、安永三年正月から五月までの一冊<sup>(25)</sup>とを含んだ期間である。この例は二冊の記事を一冊にまとめたものだが、天明二年八月から同四年五月を一冊とする②タイプ<sup>(26)</sup>のものは、①タイプ三冊<sup>(27)</sup>をまとめてある。このように、①タイプの複数冊分を一冊にしている関係で、②タイプは往々にして一

冊あたりの記事採録期間が長くなる。

採録期間が長くなると、書かれる記事の数量も増えることになり、それは当然ながら一冊あたりの厚みにも反映する。①タイプの厚さは三 cm から四 cm 程度が多いが、②タイプの厚さは三 cm 代後半から五 cm 代を超えるものもある。また、サイズという点では②タイプは①タイプよりやや小ぶりの印象で、例えば寛政四年六月から同六年五月までの記事を載せている②タイプは二三・四 cm × 一六・八 cm なのに対して、この時期の記事を載せた①タイプの三冊は、二四・六 cm × 一八・三 cm、二五・〇 cm × 一八・四 cm、二四・七 cm × 一八・四 cm である<sup>(29)</sup>。参考の一つに過ぎないが、外観では、①タイプと比較して、厚みがあつて少し小さいものが②タイプだということになるだろう。

ところで①タイプに採録された記事すべてを写したものが②タイプであるとする、先述したような厚さでは済まず、より厚みが増すはずである。言い換えれば、この程度の厚さで済んでいることは、記事の取捨選択がなされたことになり、それには①タイプにあつた「改」印との関係を見る必要がある。



結論から言えば、②タイプに採録された記事は、①タイプの記事に「改」印が捺された記事が記されているということになる。換言すれば、「改」印のないものは②タイプに採録されない。採録されない記事について、参考までに前節<sup>(30)</sup>で内容を紹介した寛政五年のうちの六月分について、記事の概要を抜き出せば、

(1) 殿様・瑞仙院から義二郎・邦媛院へ、当日祝儀につき使者派遣（六月朔日）

(2) 邦媛院から五月朔日の当日祝儀使者をはじめ、徳山藩からの祝儀使者派遣に対する返礼使者到来（六月二日）

(3) 邦媛院・多美姫から殿様・若殿様・瑞仙院へ、治親の三回忌法事時の使者派遣に対する返礼使者派遣（六月八日）

(4) 邦媛院・多美姫から殿様・瑞仙院へ、多美姫痲瘡中の見舞い使者派遣に対する返礼使者到来（六月十五日）

(5) 義二郎から殿様・瑞仙院へ、多美姫痲瘡中の使者派遣その他の徳山藩の対応に対する返礼使者到来（同日）

(6) 池端奥様から殿様・瑞仙院へ、治親の三回忌法事

時の使者派遣に対する返礼使者到来（六月十七日）

(7) 池端奥様から殿様・瑞仙院へ、端午祝儀使者派遣

その他の使者派遣に対する返礼使者到来（六月二十三日）

(8) 邦媛院・池端奥様から殿様・瑞仙院へ、暑中見舞

いの使者派遣に対する返礼使者到来（六月二十八日）

(9) 義二郎から殿様・瑞仙院へ、治親三回忌法事時に

代香使者派遣に対する返礼使者到来（同日）である（番号は筆者。括弧内の日付は記事の記された日にち）。

この期間に限った傾向を強いて見出せば、記事(2)から(7)などからは、徳山藩からその都度使者を派遣したことに対して、萩藩から一度にまとめて返礼が来た場合の記事は落としていると判断できそうである。徳山藩からの使者等の派遣に対して、萩藩から返礼の使者等の派遣があることは半ば決まりきったことであり、筆写作業時に行われたであろう記事内容の精査にあたって必要ないと判断されて落とされたのかもしれない。定例的という

点では、(1)や(8)、(9)の記事にも当てはまるが、例えば(1)にある「当日」祝儀の使者派遣は②タイプに記載はないのに対して、六月十五日にも「当日」祝詞の使者派遣がありながら②タイプには記事が載っており、「当日」祝儀の使者派遣は②タイプに掲載されない、とは断定しにくい。採用される記事の判断基準は不明だが、②タイプは①タイプの完全な「写し」と言うより、必要記事の「抜き書き」と理解した方がより実態を反映しているのではないだろうか（便宜上、以下でも「写し」としておく）。

次に中表紙を見ていく。原初表紙の次丁のほかに、冊子途中にも表紙を持つものがあり、それは前述したとおり、②タイプが①タイプ複数冊分をあわせて一冊となっていることから、①タイプの区切りごとに表紙を作っていることによる。例えば、②タイプの寛政四年六月から寛政六年五月までを一冊とするもの<sup>(31)</sup>には、寛政四年六月から十二月、寛政五年一月から八月、寛政五年九月から同六年五月九日にそれぞれ中表紙が存在する。それらはいずれも①タイプの日記に対応している<sup>(32)</sup>。このことから、②タイプ作成にあたり、原本となったのが①タイプで、その原型がわかるよう意識して中表紙が作成されたの

ではないかと推測する。

②タイプが「写し」であるとの推測は、次の点からも考えられる。全てではないが、原初表紙の次丁の中表紙には、綴じ込み部分に記述がある。現状では見えない可能性もあるので時期の断定は避けるが、寛政期のものの中には、「読合よし」の記述がある冊子が散見する。このことは、原本があつて、それとの校合作業を終えていることを示している。そこから②タイプは「写し」であるとした。

このほかの特徴に、寛政中期以降、冊子の中表紙に貼紙などにより紙の枚数を記したものが散見される。例えば、「表裏共二百式拾六枚アル」「表裏共二百五拾式枚アル」<sup>(33)</sup>、「上紙外百六十九枚」<sup>(34)</sup>のような記載である。こうした貼紙のある冊子を実際に数えてみるとその枚数（丁数）通りで、この数字は「写し」作成に要した紙の枚数を表したものと見てよい。ただ、なぜそのような貼紙を残しているのかは詳らかでない。

最後に、②タイプの冊子は徳山藩の公用紙と言われている赤く着色された紙ではなく、黄色い紙が用いられている傾向にある。「黄紙」となると萩藩の公用紙を連想す

るが、詳細は不明なため、ここでは指摘するにとどめたい。

なお、①タイプは江戸記録所で保存・管理されていたと考えられることは既述したが、②タイプはどこで保存・管理されていたか判然としない。①タイプが江戸にあるならば、②タイプは江戸で作成の後、国元に送られ保存・管理されていたと考えれば自然なようにも思えるが、これもまた確証がないため課題としておく。

### ③ 「書抜」とのタイトルがあるもの

原初表紙・中表紙に「書抜」との文言を含む冊子は現在一・二点ある。【表2】はその一・二点を一覧化したものである。小口に書かれている情報から、大きく分けて、No. 1からNo. 5およびNo. 11と、それ以外（No. 6からNo. 10およびNo. 12）の二つの種類があることがわかる。すなわち、前者は赤丸および赤丸の中に一、二のような漢数字が記されているもの、後者はそうした簿冊の管理の痕跡が窺えないもの（以下、「書抜」Cとする。）である。<sup>(35)</sup>

前者をより詳細に見れば、享保四年から宝暦十一年六月までの記事を書き載せた簿冊の小口には、「桜田御家来御

抜書抜」<sup>(36)</sup>（以下、「書抜A」とする）とそれ以外「桜田御勤書抜」<sup>(37)</sup>（以下、「書抜」Bとする）とに分けられる。

「書抜」Aについて内容を見ると、稀に徳山藩主の萩藩江戸屋敷訪問の記事などを含むものの、既述したような、江戸における萩・徳山両藩の交流のうち萩藩士の徳山藩江戸屋敷訪問に関する記事が多い。例えば、明和二年三月十六日の記事（これがこの年の最初の記事）は、萩藩の益田隼人ほか三名が徳山藩に召し出されて饗応を受けたとある。この年はこれに続けて、四月二十三日・二十四日、六月三日・七日・九日、九月二十七日、十二月二十八日に記事がある。いずれも理由は様々だが萩藩士が徳山藩江戸屋敷を訪問した内容である。しかし、同年の「桜田日記」の①タイプを見ると、記事があるのは四月二十三日、六月九日の一部、九月二十七日、十二月二十八日だけである。<sup>(38)</sup>つまり、三月十六日の記事をはじめとして①タイプには記されていない記事がある。ここから、「書抜」Aは、「桜田日記」の書き抜きではないこととは明白で、後述する「書抜」Bと同種と見ることはできない。

それでは「書抜」Aの元データが何かを探る必要がある

り、次の理由から、江戸の「記録所日記」が該当すると考えたい。

前述の三月十六日の益田ほか三名の饗応について同日の「記録所日記」<sup>(39)</sup>における記事は、約三丁にわたり詳細に饗応の様子が記されている。「書拔」Aにおいて、明和二年にはないが、前年の明和元年七月二十三日、やはり益田隼人ほか二名の饗応記事に続き、「御扱之趣日記有之」とある。同日の「記録所日記」<sup>(40)</sup>を見ると、やはり彼らへの饗応の様子が詳細に記述されている。以上から、「日記」とは「記録所日記」で、「書拔」Aは「記録所日記」からの記事の書き抜きと捉えることができる。

一方、「書拔」Bは、「書拔」Cと比較することで、おのおのの特徴をより浮き彫りにできる。

「書拔」Bと「書拔」Cの記事は、「書拔」Aよりも幅広く、萩藩・徳山藩間の江戸での出来事を記す。その記事の元の記事は、「書拔」Aで見られたような「記録所日記」にはなかった。一方、「桜田日記」を確認すると、記載の記事が漏れなく採録されていた。そこで、こちらは「桜田日記」の記事の書き抜きと位置付けてよいだろう。なお、「書拔」Bと「書拔」Cとの関係にも触れておく。

【表3】に示したとおり、いずれも同じタイトルを持つものである。比較する上で分かりやすいので、「書拔」Cの天明五年一月から寛政三年三月までの一冊と<sup>(42)</sup>、同じ期間を一冊とする「書拔」Bを素材とする。

例えば、天明六年四月二日の「書拔」Cの記事の上部欄外に、朱書きで四月十五日の記事が記されている。内容は義二郎着袴の祝儀について徳山藩からの祝いに對する萩藩からの答札である。この記事について、「書拔」Bでは、欄外などに記されることなく、四月二日の次の位置に記事として記されている。ここから、「書拔」Cの写しが「書拔」Bであると見てよい。

もつとも、「書拔」Cの記述をそのまま「書拔」Bに写したわけではない。同じ冊子にある天明七年正月十日の記事を挙げる。

〔書拔〕C<sup>(44)</sup>

一、桜田御近火二付、御見舞御使者・御人数被遣

候事、

〔書拔〕B<sup>(45)</sup>

一、馬場先御門外出火二付、桜田え御使者・御人数等被遣候事、

内容は萩藩江戸上屋敷の近隣で火災が発生したこと  
から、徳山藩から見舞いの使者や備えの人数を派遣した  
というものである。同じ事象に対して必要な情報は含ま  
れているものの、「書拔」Bが「書拔」Cをそのまま書き  
写したのではないことは一目瞭然である。現時点では、  
このようなことを行った理由はもとより、なぜ「書拔」

Bと「書拔」Cを作成するに至ったのかは不明である。

なお、これらとは別に文政二年九月から同三年四月ま  
でを一冊とする「桜田日記<sup>(46)</sup>拔萃」(以下、「拔萃」と略記  
する。)がある。これも該当する期間の「桜田日記」の抜  
き書きではあるが、全ての記事が「桜田日記」の記事を  
そのまま筆写したとは言い難い。そのような部分の例と  
して、「拔萃」冒頭の文政二年九月二十三日の記事は、「桜  
田日記」では、萩藩の堅田宇右衛門と口羽備後から徳山  
藩栗屋図書へ宛てた手紙の文面がそのまま載せられて  
いるのに対し、「拔萃」には、その文面の要旨やその報知  
が「奉札」によりもたらされたことなどが載るにとどま  
る。「拔萃」は「桜田日記」の記事内容がコンパクトにま  
とめられた形と言える。

ただし、「拔萃」についても、「桜田日記」の記事の選

択基準は判然としない。また、現存ではこの期間に限り  
「拔萃」が残っていて、他の期間の「拔萃」またはそれ  
と類似のものが作成されたのか否かは不明である。

#### ④その他

まず「改」印のある①タイプのその後についてである。  
前述のとおり、①タイプは幕末まで作成されてはいな  
い。②タイプも同様である。①タイプで小口から「改」  
印が捺されなくなるのは文化八年一月から三月の冊子<sup>(48)</sup>  
からである。まだこの時には本文中には「改」印が捺さ  
れており、②タイプの作成も窺える。その後、小口の「改」  
印は捺されたり捺されなかつたりするものの、文化十一  
年四月から十二月までの冊子<sup>(49)</sup>については「改」印が捺さ  
れなくなり(ただし、②タイプは作成されている<sup>(50)</sup>)、続く  
文化十二年一月から四月六日までの冊子以降は、②タイ  
プは現存していない。そして①と②タイプに当てはまら  
ない「改」印や「写し」を持たない冊子がこれ以降、文  
久二年(一八六二)末日まで残っている。文化十二年以  
降、②タイプのような「写し」が作成されなくなった理  
由は不明である。当時、藩財政は逼迫しており、経費節

減もあつてのことなのだろうか。原因については今後の課題としておく。

このほかに、①タイプが作成される以前のものが十三冊ある。このうち、元文二年（一七三七）四月から十二月までと寛保元年四月から同二年二月までの二期については二冊ずつ存在することから、少なくとも元文期には「写し」の作成が行われていたと考えられる。加えて元文四年四月三日から十二月までと寛保元年四月から同二年五月までの冊子が存在する。後者の中表紙は元文四年四月三日から十二月までと、元文五年一月から五月までとがあるので、後者は前者の写しの一部であることが理解でき、しかも原本と全く同じ期間を一冊としない。このことは、この頃には②タイプのように、原本となる冊子とは異なる期間で一冊を構成するようになり始めたと考えられる。

以上が現存する「桜田日記」の全体の構成である。

### おわりに

本稿では江戸の記録所で作成された「桜田日記」につ

いて分析を行った。「桜田日記」は、「記録所日記」には詳細に記録されない、本藩・萩藩江戸屋敷との関わりを記録したものだつた。

なお、本文ではあまり触れることはできなかったが、「桜田日記」が詳細な内容を他の記録に譲るケースもあつた。例えば、先述の「記録所日記」のほか、「御居間日記」<sup>(55)</sup>がある。「記録所日記」が詳細な内容・情報を「桜田日記」の記述に譲ることがあつた点は拙稿で紹介済みだが、同じようなことが「桜田日記」にもあつたことが窺える。こうした記録間のつながりを明らかにすることは、その役所の活動と記録のあり方を検討する一助となるだろう。

詳細が不明で課題として残さざるを得ないものが多いが、ひとまずこれで筆を擱くことにする。

(註)

(1) 拙稿「徳山藩『江戸記録所』の職務と記録」(『山口県文書館研究紀要』第四九号、令和四年)。

(2) 当館所蔵徳山毛利家文庫「桜田日記」99、100。以下、資料の数字は請求番号を指し、当該資料については「桜田日記」99のように表記する。

(3) 人物については、『増補訂正もりのしげり』(時山弥八、昭和七年)、『寛政重修諸家譜 第五』(続群書類従完成会、昭和三十九年)、『近世防長諸家系図綜覧』(防長新聞社、昭和四十一年)を参照した。

(4) 本文で述べたとおり、徳山藩主就馴は体調不良が続いていたという時期だったため、通常であれば徳山藩主が自ら萩藩江戸屋敷へ赴いていたケースも、使者派遣で済ませてしまっている場合もある。

(5) 『寛政重修諸家譜 第四』(続群書類従完成会、昭和三十一年)。

(6) 徳山毛利家文庫「御蔵本日記」688、寛政五年九月二十四日条。

(7) 「尾張宰相」は、尾張徳川家第九代宗睦の養子である治行である。彼は尾張徳川家の分家美濃邦高須松平家の生まれで、尾張徳川家の養子となるが、家督相続することなくこの年に亡くなった(『徳川諸家系譜 第二』『同 第三』(続群書類従完成会、昭和五十七年)を参照)。

(8) このほか、萩藩江戸屋敷へ家臣派遣依頼、萩藩江戸屋敷の裏門修復完了の知らせなどがある。なお、本文では萩藩から徳山藩へ送られた書面について触れたが、数は少ないものの、徳山藩から萩藩に対して問い合わせを行った文面を載せる事例も見られる。

(9) 『山口県文書館収蔵文書仮目録7 徳山毛利家文庫仮目録 I』(山口県文書館、平成元年)。

(10) 「桜田日記」26。

(11) 「桜田日記」53。

(12) 「桜田日記」34。

(13) 同前。ただし六月一日はこのほか、「桜田御奥様」から殿様・瑞仙院・大殿様へ前月二十八日の当日祝儀使者派遣への返礼使者到来、殿様による大膳様・奥様への当日祝儀の訪問など、他の記事もある。

(14) 前掲註10。

(15) 「桜田日記」84。

(16) 徳山毛利家文庫「目録」6「江戸記録処御旧記物冊数・入組控」。

(17) 徳山毛利家文庫「目録」9「江戸記録処御日記目録 全」。

(18) 「桜田日記」86。

(19) 「桜田日記」126。

(20) 「桜田日記」158。

(21) 「桜田日記」160。

- (22) 前掲註 9。
- (23) 「桜田日記」 48。
- (24) 「桜田日記」 47。
- (25) 「桜田日記」 49。
- (26) 「桜田日記」 73。
- (27) 「桜田日記」 72、74、75。
- (28) 「桜田日記」 98。
- (29) 「桜田日記」 97、99、100。
- (30) 「桜田日記」 99。
- (31) 前掲註 28。
- (32) 前掲註 27。
- (33) 「桜田日記」 116。
- (34) 「桜田日記」 127。
- (35) 本文で述べた「桜田日記書抜」の管理状況とどのように関係するか今は不明だが、当該記録については、徳山毛利家文庫「目録」1「記録処御有物牒下書」に記述がある。これによれば、「桜田日記書抜」は手元にある六冊に加え、「艸案今一冊江戸ニ移り居候」とあるので、目録作成時には都合七冊の「桜田日記書抜」が存在していたことがわかる。この目録の作成時期だが、文政期の記録が採録されていることから、その時期頃と今はおく。先述した「手元」についてだが、引用部分と、その続き「渡部源左衛門出府之節清書いたし、艸案御在処え差下」から、「桜田日記書抜」

の草案は国元・徳山と判ずることができだろう。そして江戸で清書が作成されたことも窺える。このことから「記録処御有物牒下書」は徳山の記録所の目録と考えてもよさそうであるが、今少し検討の余地は残しておきたい。

- (36) 「桜田日記」 1。
- (37) 「桜田日記」 2 から 5 および 11。
- (38) 「桜田日記」 31。
- (39) 徳山毛利家文庫「記録所日記」 331、明和二年三月十六日条。
- (40) 「記録所日記」 329、明和元年七月二十三日条。
- (41) 「桜田日記」 6 から 10 および 12。
- (42) 「桜田日記」 10。
- (43) 「桜田日記」 11。
- (44) 前掲註 42。
- (45) 前掲註 43。
- (46) 「桜田日記」 173。
- (47) 「桜田日記」 175、171、174。
- (48) 「桜田日記」 152。
- (49) 「桜田日記」 161、162。
- (50) 現時点において、「桜田日記」 161 と 162 のどちらが写しであるかは判然としないため、該当の二点を挙げておく。なお、【表 2】では、仮に 161 を挙げておく。
- (51) 「桜田日記」 14、15。
- (52) 「桜田日記」 19、20。



(53) 「桜田日記」 17。  
 (54) 「桜田日記」 18。  
 (55) 例えば「桜田日記」99の寛政五年八月十日条には、「委細御扱向御居間日記有之候事」とある。

【表3】「書抜」の記載を持つ冊子一覧

番号	原初表紙	小口書	記号	タイプ
1	(欠)	桜田御家来御扱書抜 享保四亥十月ヨリ明和二戌十二月マテ	赤〇	書抜A
2	桜田日記書抜 享保四亥年九月ヨリ元文五申年五月迄	桜田御勤書抜 享保四亥九月ヨリ元文五申五月マテ	赤〇に「一」	書抜B
3	(欠)	桜田御勤書抜 寛保元酉四月ヨリ宝暦三酉二月マテ	赤〇に「二」	書抜B
4	(欠)	桜田御勤書抜 宝暦三酉三月ヨリ同十一巳六月マテ	赤〇に「三」	書抜B
5	明和六丑三月廿五日ヨリ安永四未二月十五日迄 桜田日記書抜	桜田御勤書抜 明和六丑三月ヨリ安永四未二月十六日迄	赤〇に「五」	書抜B
6	明和六丑三月ヨリ同七寅・同八卯・同九辰・安永二巳閏三月マテ 桜田日記書抜	桜田日記書抜 明和六丑三月ヨリ安永二巳閏三月マテ		書抜C
7	安永二巳四月ヨリ同三年・同四年・同五申六月マテ 桜田日記書抜	桜田日記書抜 安永二巳四月ヨリ同五申六月マテ		書抜C
8	安永五申七月ヨリ同六酉・同七戌・同八亥・同九子四月マテ	桜田日記書抜 安永五申七月ヨリ同八酉・同九子四月マテ		書抜C
9	安永九子四月ヨリ天明元丑・同二寅・同三卯・同四辰十二月マテ 桜田日記書抜	桜田日記書抜 安永九子四月ヨリ天明四辰十二月マテ		書抜C
10	天明五巳年正月ヨリ同六年・同七年・同八申・同九酉・寛政二戌・寛政三亥三月マテ 桜田日記書抜	桜田日記書抜 天明五巳正月ヨリ寛政三亥三月マテ		書抜C
11	天明五巳年正月ヨリ寛政三亥年三月マテ 桜田日記書抜	桜田日記書抜 天明五巳正月ヨリ寛政三亥三月マテ	赤〇に「八」	書抜B
12	寛政三亥四月ヨリ同四子・同五丑・同六寅・同七卯・同八辰十二月マテ 桜田日記書抜	桜田日記書抜 寛政三亥四月ヨリ同八辰十二月マテ		書抜C

【表1】寛政5年萩藩士「出仕」者一覧

日にち	来訪者	役職等	理由
1月6日	榑崎丹下	公儀人	年始祝儀
	福島臻	御目付	年始祝儀
1月8日	出羽次郎左衛門	歩行頭兼記録所出頭	年始祝儀
	堅田縫殿	当役	年始祝儀
	毛利内匠	江戸加判役	年始祝儀
	粟屋栄蔵	御奥番頭	年始祝儀
	市川俊蔵	奥番頭兼御裏老	年始祝儀
	正木万	直目付兼奥番頭	年始祝儀
	久芳栄	齐房公御小納戸役兼御奥番頭格	年始祝儀
1月9日	乃美五郎吉	御目付	年始祝儀
1月11日	浅野伝	奥番頭	年始祝儀
1月13日	石津環	奥番頭	年始祝儀
1月28日	厚母半右衛門	邦姫院様御取次	年始祝儀
4月1日	益田清之助	御手廻頭	出府機嫌伺い
	国司市正	御手廻頭	帰国前機嫌伺い
4月2日	粟屋忠	御奥番頭	帰国前機嫌伺い
	粟屋栄蔵	御奥番頭	帰国前機嫌伺い
4月6日	末国八郎左衛門	御目付	出府機嫌伺い
4月16日	乃美五郎吉	御目付	帰国前機嫌伺い
4月21日	福島臻	御目付	帰国前機嫌伺い
5月14日	口羽小源太	御用人	出府機嫌伺い
5月21日	山県蔵	御奥番頭格兼邦姫院様御裏老	出府機嫌伺い
	宍道四郎兵衛	記録所出頭	帰国前機嫌伺い
5月22日	羽仁寛	使番	拝領物お礼
	尻玉準	御目付	出府機嫌伺い
6月6日	乃美右内	御目付	出府機嫌伺い
6月18日	山県与一兵衛	御奥番頭格兼邦姫院様御裏老	出府機嫌伺い
6月21日	尻玉準	御目付	暑中機嫌伺い
6月22日	出羽次郎左衛門	歩行頭兼記録所出頭	暑中機嫌伺い
	市川七右衛門	公儀人	暑中機嫌伺い
6月23日	吉田八右衛門	記録所出頭	暑中機嫌伺い兼帰国前機嫌伺い
6月24日	堅田縫殿	当役	暑中機嫌伺い
6月25日	毛利内匠	江戸加判役	暑中機嫌伺い
6月28日	榑崎丹下	公儀人	暑中機嫌伺い
7月16日	毛利内匠	江戸加判役	下賜物返礼
7月27日	毛利内匠	江戸加判役	面会要望に応じ出仕
8月2日	末国八郎左衛門	御目付	秋暑機嫌伺い
8月3日	毛利内匠	江戸加判役	帰国暇乞い
8月6日	口羽小源太	御用人	時候機嫌伺い
	山田恰	奥番頭	時候機嫌伺い
	益田清之助	御手廻頭	時候機嫌伺い
	久芳栄	齐房公御小納戸役兼御奥番頭格	時候機嫌伺い
8月10日	堅田縫殿	当役	暇乞い
9月10日	乃美右内	御目付	下賜物拝領返礼
9月14日	堅田縫殿	当役	下賜物拝領返礼
9月28日	久芳栄	齐房公御小納戸役兼御奥番頭格	帰国前機嫌伺い
10月24日	宍戸美濃	江戸加判役	返礼
12月6日	市川七右衛門	公儀人	寒気機嫌伺い
12月14日	末国八郎左衛門	御目付	寒中機嫌伺い
	堅田縫殿	当役	寒中機嫌伺い
	毛利内匠	江戸加判役	寒中機嫌伺い兼出府機嫌伺い
12月15日	宍戸美濃	江戸加判役	寒気機嫌伺い
12月18日	尻玉準	御目付	寒中機嫌伺い
	山県与一兵衛	御奥番頭格兼邦姫院様御裏老	寒中機嫌伺い
12月22日	榑崎丹下	公儀人	寒中機嫌伺い
12月24日	乃美右内	御目付	寒中機嫌伺い
12月26日	毛利内匠	江戸加判役	歳暮祝儀兼下賜物拝領返礼
	堅田縫殿	当役	歳暮祝儀兼下賜物拝領返礼

※「役職」欄は、「桜田日記」記載分のほか、『萩藩職役人名辞典』（石川敦彦編、平成25年再版）から作成した。

【表2】「改」印のある文書の採録状況

番号	原初表紙	記号	目録A	目録B
26	宝暦11年7月～12年4月	廿八／朱書きで「一」	○	○
27	宝暦12年4月～13年4月	／朱書きで「二」	○	○
28	宝暦13年4月3日～14年3月	朱書きで「三」	○	○
30	宝暦14年4月～12月	朱書きで「四」／	○	○
31	明和2年正月～12月	赤〇に「改」	○	○
33	明和3年正月～4年3月	朱書きで「六」	○	○
34	明和4年4月～12月	朱書きで「七」	○	○
36	明和5年正月～4月	朱書きで「八」	○	○
38	明和5年4月～6年3月	朱書きで「九」	○	○
39	明和6年3月～12月	朱書きで「十」	○	○
41	明和7年正月～8年3月	朱書きで「十一」	○	○
42	明和8年3月～12月	朱書きで「十二」	○	○
46	安永元年正月～2年間3月	朱書きで「十（三カ）」	○	○
47	安永2年4月～12月	朱書きで「十四」	○	○
49	安永3年正月～5月	朱書きで「十五」	○	○
50	安永3年6月～12月	朱書きで「十六」	○	○
52	安永4年正月～6月	朱書きで「十七」	○	○
53	安永4年7月～閏12月	朱書きで「十八」	○	○
55	安永5年正月～4月	朱書きで「十九」	○	○
56	安永5年5月～7月	朱書きで「二十」	○	○
57	安永5年8月～12月	朱書きで「二十一」	○	○
59	安永6年正月～6月	朱書きで「二十二」	○	○
60	安永6年7月～7年5月18日	朱書きで「二十三」	○	○
62	(安永7年5月19日～8年3月27日)	朱書きで「二十四」	○	○
64	安永8年3月27日～12月	朱書きで「二十五」	○	○
66	安永9年正月～4月26日	朱書きで「二十六」	○	○
67	安永9年4月27日～10年3月	朱書きで「二十七」	○	○
69	天明元年3月23日～12月	朱書きで「二十八」	○	○
71	天明2年正月～8月朔日	朱書きで「二十九」	○	○
72	天明2年8月朔日～3年7月	朱書きで「三十」	○	○
74	天明3年8月～4年2月12日	朱書きで「三十一」	○	○
75	(天明4年2月13日～5月)	朱書きで「三十二」	○	○
76	天明4年6月～12月	朱書きで「三十三」	○	○
78	天明5年正月～5月	朱書きで「三十四」	○	○
79	天明5年6月～12月	朱書きで「三十五」	○	○
80	天明6年正月～4月27日	朱書きで「三十六」	○	○
81	天明6年4月～7年3月	朱書きで「三十七」	○	○
83	天明7年4月～9月	朱書きで「三十八」	○	○
84	天明7年9月23日～8年5月2日	朱書きで「三十九」	○	○
86	天明8年5月3日～9年3月26日		○	○
87	寛政元年3月～8月			○
88	寛政元己酉年9月～12月			○
90	寛政2年正月～5月3日			○
91	寛政2年5月4日～3年3月24日			○
93	(寛政3年3月25日～7月)			○

番号	原初表紙	記号	目録A	目録B
94	寛政3年8月～12月			○
96	寛政4年正月～5月			○
97	寛政4年6月～12月			○
99	寛政5年正月～8月			○
100	寛政5年9月～6年5月9日			○
101	寛政6年5月10日～閏11月朔日			○
103	寛政6年11月～7月			○
104	寛政7年8月～12月			○
105	寛政8年正月～4月			○
106	寛政8年5月～12月			○
108	寛政9年正月～4月			○
109	寛政9年5月～9月23日			○
112	寛政10年4月～5月16日			○
113	寛政10年5月17日～10月29日			○
115	寛政10年11月～11年4月19日			○
117	寛政11年4月19日～8月			○
118	寛政11年9月～12月			○
119	寛政12年正月～4月			○
120	寛政12年閏4月～8月			○
122	寛政12年9月～享和元年4月4日			○
123	享和元年4月5日～11月			○
125	享和元年12月～2年4月19日			○
126	享和2年4月23日～3年3月25日			○
128	享和3年3月26日～7月			
129	享和3年8月3日～4年正月18日			
131	享和4年正月28日～文化2年3月24日			
132	文化2年3月25日～12月			
134	文化3年正月～4月23日			
135	文化3年4月24日～4年3月23日			
137	文化4年3月24日～10月			
138	文化4年11月～5年4月23日			
140	文化5年4月24日～12月			
141	文化6年正月～3月27日			
143	文化6年5月～7月			
144	文化6年3月28日～4月			
146	文化6年8月～12月			
148	文化7年正月～4月20日			
150	文化7年4月21日～12月			
152	文化8年正月～3月			
153	文化8年3月26日～10月			
154	文化8年11月～9年2月			
156	文化9年3月～4月			
157	文化9年4月20日～10年4月9日			
158	文化10年4月10日～10月			
160	文化10年11月～11年4月20日			
161	文化11年4月～12月			